

非上場株式の移動は年内に！？

はじめに

国税庁が、相続税や贈与税の算出基準となる H25 年分の路線価（1/1 時点）を発表しました。前年からの下げ幅は▲1.8%に減少（前年▲2.8%）し、都市部でも下げ幅は 1%を下回りました。全国の路線価評価の変動率は依然下降していますが、底打ちともいわれ、今後上昇する傾向にあります。また、日経平均株価も上昇し、アベノミクスの経済効果による景気回復の兆しが見えてきました。

しかし、日本経済の回復に伴って中小企業の自社株継が難しくなることが予想されます。本レポートでは、日本経済の回復が非上場株式にもたらす影響について解説していきたいと思えます。

非上場株式の評価方法

親子間など同族当事者間において、非上場株式の移動（贈与や譲渡）を行う場合、取引相場がないため、税務上の時価を評価するという作業が必要になります。この場合の時価とは、相続税評価額になります。評価方法は会社の規模によって異なり、原則として以下のような方法で評価することになります。

- ・大会社・・・類似業種比準方式（純資産価額方式を選択することも可能）
- ・中会社・・・類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式（純資産価額方式を選択することも可能）
- ・小会社・・・純資産価額方式（類似業種比準方式との折衷法を選択することも可能）

(1) 純資産価額方式

純資産価額方式とは、評価会社の資産・負債を相続税評価額に評価替えをし、資産から負債を差し引いた金額（純資産額）により評価する方法です。資産の評価額は相続税評価額によるものであるため、地価が上昇すると保有している土地の評価額が高くなり、純資産価額方式による株式の評価も高くなっていきます。

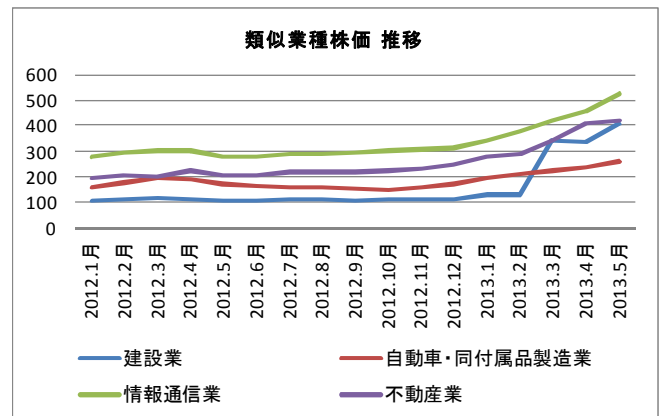
(2) 類似業種比準方式

類似業種比準方式とは、自社と事業内容が類似する上場会社の株価（類似業種株価）に、自社の配当、利益、

純資産を比準させて評価を行う方法です。

類似業種株価は株式を移動した時点（課税時期）の①当月②前月③前々月④前年度の平均株価のうち、一番低い株価を使用できます。例えば、2013年10月に株式の移動（贈与、譲渡）を行う場合、2013年10月、9月、8月と2012年平均株価の中で一番低い株価を適用することになります。

類似業種株価は国税庁 HP で確認できますが、過去の推移をグラフ（下記参照）にすると、類似業種株価は大幅に上昇していることが分かります。（グラフは一部業種のみ。）2013年の直近の株価に比べると、2012年平均の株価はその半分以下になることも想定され、2013年内に株式移動を行えば、「アベノミクス前の低水準の株価が使える」ということになるのです。



これが、2014年以降の株式移動となると、少なくとも、2013年に入った上昇後の株価を使用する必要があり、自社株評価が大幅に上昇すると予想されます。このように類似業種株価は上場株価を計算要素として用いるため、一般的に株式相場の低迷期には低くなり、株式相場の好調期には高くなるのです。

まとめ

今後、株式相場や地価の上昇傾向が継続すると考えると、2013年は非上場株式の移転のチャンスと考えられます。日本経済が回復し、好景気になることは良いことですが、自社株評価額が上がり、贈与や事業承継が難しくなると予想されます。検討できる時間は短いですが、年内の移動がチャンスです。（文責：前田）

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生したいかなる損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : info@aotaf.jp